

「参画と協働」に関する審議の進め方について

1 審議経過

前期（第 11 期）県民生活審議会では、下記調査審議を実施

- ・ 参画と協働の更なる展開に向けた調査審議
- ・ 「参画と協働」関連施策の年次報告に関する審議
- ・ 推進状況のフォローアップ

2 第 12 期県民生活審議会（県民生活部会）の審議内容

前期の審議過程を踏まえ、参画と協働の更なる展開に向けた調査審議等を継続して実施し、次期「参画と協働の推進方策」（2021～2025）の策定につなげる。

（県は、平成 28 年 3 月に「参画と協働の推進方策」を改訂（運用期間：平成 28 年度～32 年度）、同方策に基づき、「参画と協働」関連の諸施策を展開している。）

第 11 期県民生活審議会（県民生活部会）での検討概要（論点）

地域社会の課題

個人・家庭への支援機能（共助機能）の脆弱化 / 地域の活力の低下

重点方向 住民主体の地域づくりを進めるためには、
地域力（課題解決力 + 人材確保・養给力）強化が必要

地域コミュニティの課題解決力を高める仕組み

- ・ 多様な主体と協働する力
- ・ 事業を展開する力
- ・ 情報収集・発信する力
- ・ 地域を持続的に運営する力

地域コミュニティの人材確保・養给力を高める仕組み

- ・ できる時にできる方法で関わる仕組み
- ・ 参加・スキルアップのきっかけづくり
- ・ 若者等がチャレンジできる機会や雰囲気
- ・ 何かしたいときに気軽に立ち寄れる拠点

ふるさと意識 = 地域への愛着と誇り + 帰属意識

今後の検討課題 住民主体の地域づくり・地域運営と、個人との関係

価値観やライフスタイルが多様化した現代社会において、地域社会への参加義務や、住民による自治組織（自治会やまちづくり協議会等）の性格をどのように位置づけるか

論点例

- ・ 義務付けの可否：「ただ乗り」（フリーライド）を防ぐため、地域活動への参加や費用負担を求める仕組み
- ・ 住民代表性：自治会やまちづくり協議会が住民の意思を代表しているとみなすための要件
- ・ 法人制度：住民自治組織と既存法人制度（認可地縁団体、NPO等）との関係

第 12 期県民生活審議会（県民生活部会）の審議スケジュール

年度	参画と協働の更なる展開に向けた調査審議	年次報告 (参画協働条例 ⁽¹⁾ 第 11 条第 2 項)	参画と協働の推進方策 (2021～2025) (参画協働条例第 6 条第 4 項、 第 8 条第 3 項)
2018年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 1 回全体会 (10/19)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 審議事項に係る意見交換</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 1 回部会 (2/18)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ ゲストスピーカー報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 審議事項に係る意見交換</div>		
2019年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 2 回部会 (5～6月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ ゲストスピーカー報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 審議事項に係る意見交換</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 3 回部会 (2月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 提言の骨子検討</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 2 回部会 (5～6月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ H30 参画と協働関連施策 年次報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">県民意識調査・ボランティア活動実態調査結果</div>	
2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 4 回部会 (5～6月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 提言案について意見交換</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 5 回部会 (9～10月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 提言案について意見交換</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 4 回部会 (5～6月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ H31 参画と協働関連施策 年次報告</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 4 回部会 (5～6月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 参画と協働の推進方策の 改定について意見交換</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第 5 回部会 (9～10月)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">・ 参画と協働の推進方策の 改定について意見交換</div>

1 参画協働条例 = 県民の参画と協働の推進に関する条例

2 上記のほか、「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」の改定が必要な場合は、県は本審議会の意見聴取を行う（県民ボランティア活動の促進等に関する条例第 6 条第 3 項）。

〔参考〕参画と協働の推進方策（運用期間：平成 28 年度～32 年度）の概要

(1) 性 格

参画協働条例に基づく「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」として一体的に策定

(2) 内容（方向性）

地域づくり活動の支援の方向（地域づくり活動支援指針）

情報提供・相談体制整備

知識・技能の習得機会提供

活動・交流拠点確保

人材確保

資金調達支援

連携支援

参画と協働による県行政推進の方向（県行政参画・協働推進計画）

情報公開の推進

政策形成への参画機会確保

協働事業の機会確保

評価・検証への参画機会確保

ゲストスピーカーの報告について

1 趣旨

参画と協働の更なる展開に向けた審議を行うため、次の2つの視点でゲストスピーカーに報告を依頼

- (1) 第 11 期県民生活審議会（県民生活部会）で議論された「地域力」強化や地域に参画する義務・責任に関連する活動を行う地域団体等
- (2) 時代潮流を踏まえ、地域づくり活動や県民生活への影響に関する研究活動を行う人材

2 ゲストスピーカーの概要

テーマ	地域力強化に関連する活動を行う地域団体等
団体名	涼風町自治会（芦屋市）
<p>【概要】 平成 28 年に発足した新しい自治会。新興住宅地のため若い世代、新規の入居者が多く、30～40 歳代が活動の中心になっており、自治会主催のイベントも新たな参加者が入りやすい工夫を取り入れて実施 自治会の従来のマイナスイメージを払拭するため「自治会費 0 円」「回覧板なし。メールやアプリを活用」「役員は立候補制」「やりたい人がやりたい活動をする」「定例会議なし（IT 利用）」などを掲げ活動を展開 住民の意見を反映した自治会運営を基本理念としており、自治会で取り組む活動は、会員の自発的な呼びかけを元にしており、呼びかけ人が責任者となるなど、活動の立案から実行までが参加者の合意により行われている。 平成 30 年 9 月の台風 21 号による高潮浸水では、想定外の災害に対し、行政機関に先んじて災害情報、支援情報を集約、情報発信することで被害の最小化、早期復旧が行われた。その結果、災害後は自治体加入世帯が増加している。</p>	

テーマ	時代潮流を踏まえ、地域づくり活動等に関する研究活動を行う人材
氏名 (所属)	谷村 要 准教授 (大手前大学メディア・芸術学部准教授（2015 年度～） メディアコミュニケーション専攻プログラム主任)
<p>【概要】 専門は情報社会学とサブカルチャー研究 さまざまなメディアの利用者（ユーザー）の行動や文化について研究 ・動画共有サイト普及後におけるネットユーザーによる表現活動の変容（例：「踊ってみた」動画） ・移動体イメージの変遷 ・地方自治体によるソーシャルメディア活用 ・アニメ聖地巡礼者による地域への関与（コンテンツツーリズム） 等 京丹後市における「『域学連携』地域活力創出モデル実証事業」（総務省）を通じ、大学と地域の協働による地域課題の発見・分析・解決や地域活性化の方策を探り大学と地域の連携体制を構築</p> <p>【略歴】 大阪府出身 関西学院大学社会学部卒業。同大学院社会学研究科博士課程前期課程修了。同大学院社会学研究科博士課程後期課程単位取得退学 同大学院 GP リサーチアシスタント（2008 年 11 月～2010 年 3 月）、大手前大学非常勤講師、関西学院大学非常勤講師等を経て、大手前大学メディア・芸術学部講師（2010 年度～2014 年度）。2015 年度より現職</p>	